



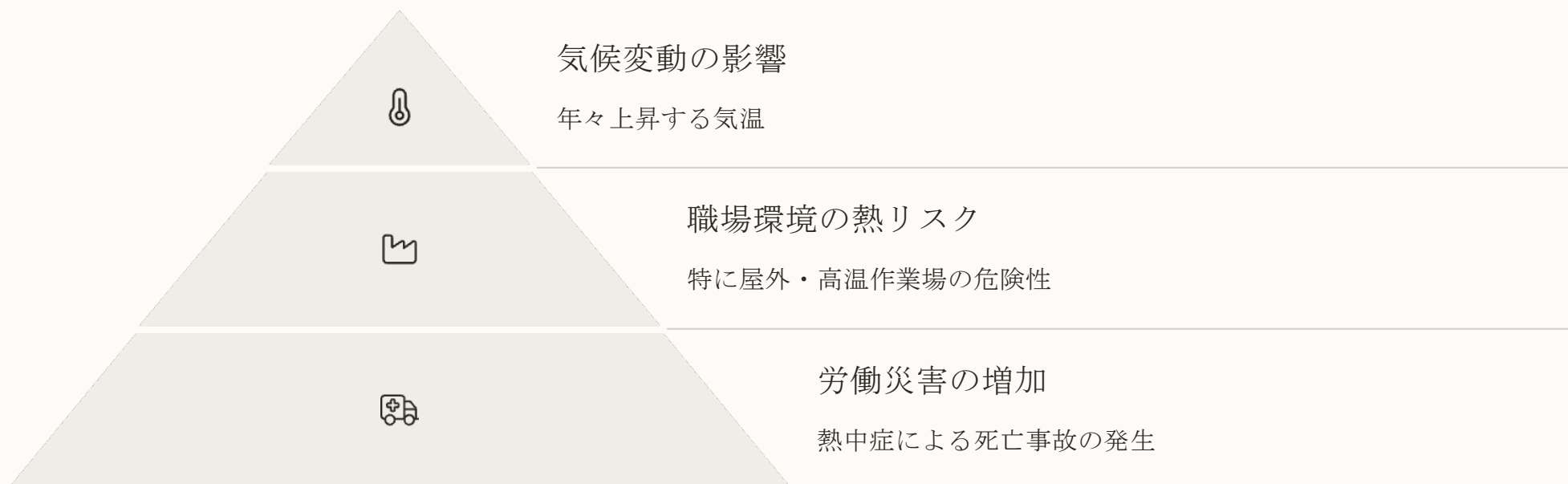
職場における熱中症対策の強化について

労働安全衛生規則の改正により、令和7年6月1日から職場における熱中症対策が強化されます。この改正は熱中症の重篤化を防止するために実施され、すべての事業者に新たな義務が課せられることとなります。

本プレゼンテーションでは、改正内容の詳細と、事業者が実施すべき具体的な対策について解説します。熱中症のリスクが高まる夏季を前に、安全衛生管理者および事業者の皆様には、職場環境の整備と従業員の健康管理にお役立てください。



熱中症対策強化の背景



近年、気候変動の影響により夏季の気温が上昇し続け、職場における熱中症リスクが高まっています。特に建設現場や工場など、高温環境での作業を伴う職場では、熱中症による労働災害が増加傾向にあります。

こうした状況を受け、厚生労働省は労働安全衛生規則を改正し、事業者に対してより具体的かつ実効性のある熱中症対策を義務付けることになりました。これにより、職場での熱中症予防と発症時の迅速な対応が強化されます。



熱中症を生ずるおそれのある作業の定義

温度条件

WBGT（湿球黒球温度）28度以上または気温31度以上の作業場において行われる作業

時間条件

継続して1時間以上または1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業

高リスク環境

屋外作業、高温多湿の屋内作業場、熱源が近くにある作業場など

熱中症対策が義務付けられる「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、WBGT値28度以上または気温31度以上の高温環境で、一定時間以上継続する作業を指します。これには、夏季の屋外作業や空調設備が不十分な工場内作業、熱源の近くでの作業などが含まれます。

事業者は、作業環境の温度条件と作業時間を確認し、該当する作業に対して必要な対策を講じる必要があります。適切な温度測定機器を設置し、定期的なモニタリングを行うことが重要です。

報告体制の整備と周知



自覚症状の確認

作業者自身による熱中症の初期症状の認識



他者による発見

同僚や管理者による異常の早期発見



報告連絡

指定された連絡先や担当者への速やかな報告



対応措置

報告を受けた後の迅速な対応の実施

改正により事業者は、熱中症の自覚症状がある作業員、または熱中症のおそれがある作業員を発見した者が、その状況を報告するための体制を事業場ごとに整備する必要があります。これには、明確な連絡先や担当者を指定し、全ての関係作業員に周知することが含まれます。

報告体制の整備にあたっては、作業現場の特性に合わせた連絡方法（無線、携帯電話など）を検討し、迅速に情報が伝達されるよう工夫することが重要です。また、定期的な訓練を実施し、全ての作業員が報告体制を理解していることを確認しましょう。





熱中症発生時の対応措置

作業からの離脱

熱中症の症状が見られる作業者を直ちに作業から離れさせ、涼しい環境に移動させます。継続作業は症状悪化のリスクを高めるため、速やかな作業中断が重要です。

熱中症発生時には、上記の三段階の対応措置を迅速かつ適切に実施することが義務付けられています。特に重要なのは、症状の早期発見と初期対応です。軽微な症状でも油断せず、適切な措置を講じることで重症化を防ぎます。

身体の冷却

冷たいタオルや保冷剤を首、脇の下、太ももの付け根などに当て、体温を下げます。水分と塩分の補給も並行して行います。重症の場合は全身の冷却を行います。

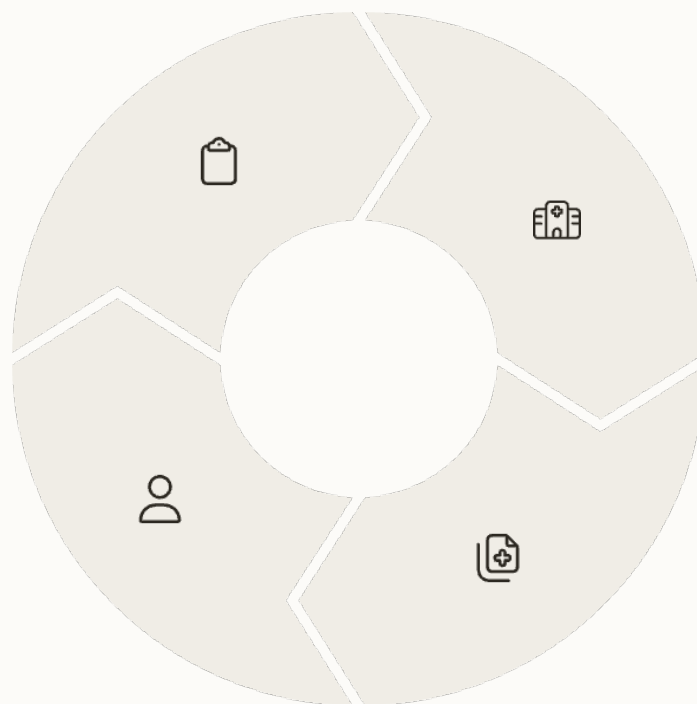
医師の診察・処置

症状が改善しない場合や意識障害などの重篤な症状がある場合は、直ちに医師の診察または処置を受けさせます。搬送方法と搬送先をあらかじめ決めておく必要があります。

緊急時対応手順の整備

緊急連絡網の整備
社内外の緊急連絡先一覧の作成

全従業員への周知
定期的な教育・訓練の実施



搬送先情報の準備

最寄りの医療機関の連絡先・所在地の明確化

対応手順の文書化

具体的な措置内容と実施手順の明文化

事業者は、熱中症発生時の対応手順を事前に文書化し、全ての関係作業者に周知する必要があります。具体的には、社内の緊急連絡網、救急車の要請方法、最寄りの医療機関の連絡先と所在地、搬送手段などを明確にしておくことが求められます。

これらの情報は、各作業場の見やすい場所に掲示するとともに、定期的な訓練を通じて全従業員が緊急時に適切に行動できるようにしておくことが重要です。特に現場監督者や安全衛生担当者は、対応手順を熟知しておく必要があります。

事業者が実施すべき予防対策



作業環境管理

WBGT値のモニタリング、遮光・断熱対策、冷房設備の設置、休憩場所の確保など、作業環境の改善を行きましょう。特に高温作業場では、定期的な温度測定と記録が重要です。



作業管理

作業時間の短縮、休憩時間の確保、作業強度の軽減、交代制の導入など、作業方法を工夫しましょう。特に気温の高い時間帯を避けた作業計画が効果的です。



健康管理

日常的な健康チェック、作業前の体調確認、水分・塩分補給の徹底、熱順化プログラムの実施など、作業者の健康管理を強化しましょう。



教育・訓練

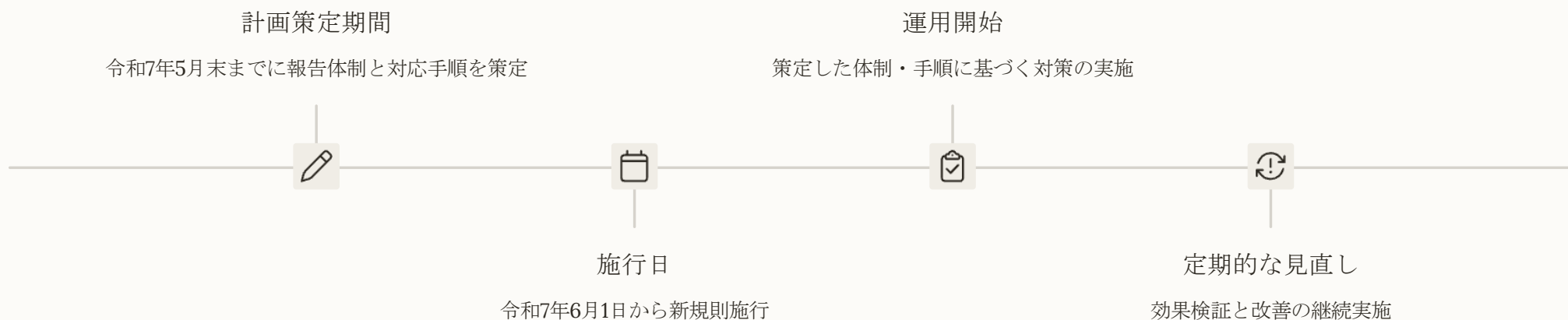
熱中症の知識、予防方法、初期症状の見分け方、応急処置の方法など、全従業員への教育・訓練を定期的実施しましょう。

法令で義務付けられた対応措置に加えて、事業者は上記の予防対策を積極的に実施することが重要です。特に、作業環境と作業方法の改善は、熱中症発生リスクを大幅に低減させる効果があります。





実施スケジュールと今後の対応



改正労働安全衛生規則は令和7年6月1日から施行されます。事業者はそれまでに報告体制の整備と対応手順の策定を完了させ、全ての関係作業者に周知しておく必要があります。特に夏季を前に、5月中に準備を完了させることが推奨されます。

また、対策の実施後も定期的に効果を検証し、必要に応じて改善を行うことが重要です。熱中症の発生状況や対応の実績を記録し、翌年以降の対策に活かすPDCAサイクルを確立しましょう。職場の安全衛生管理体制の一環として、継続的な取り組みが求められています。